

## 島根県立大学海外留学生支援基金設置要綱

令和3年6月15日学長決裁  
浜田キャンパス国際交流委員会承認

### 1. 目的

「島根県立大学海外留学生支援基金」（以下「基金」という。）は、島根県立大学（以下「大学」という。）に入学した外国人留学生（聴講生を除く。）及び大学に入学する見込みの外国人留学生（以下、「外国人留学生」という。）を対象とし、奨学金等を補うことが必要と認められる場合において基金より助成金を支出することを目的として、平成16年4月7日をもって解散した島根県立大学後援会特別会計の海外留学生支援基金の残余財産を引き継いで島根県立大学が設置するものとする。

### 2. 支出対象

助成金の支出対象となるのは、外国人留学生が勉学生活を行う上で必要な支出であり、次の各号の一に該当するものとする。

#### (1) 健康増進事業

(ア) 医療費の助成

(イ) 感染症の予防接種に要する費用の助成

#### (2) 入学前教育支援事業

(ア) 入学前教育に要する書籍代の助成

#### (3) 一時金貸与事業

(ア) 入院費の貸し付け

(イ) 奨学金の支給が開始されるまでの生活費の貸し付け

(ウ) その他、緊急に支出を要する貸し付けで、学長が必要と認めたもの

#### (4) 学生チューターへの謝礼事業

(ア) 留学生の入学前教育における学生チューターへの謝礼

(イ) 日本語の授業で補助をおこなう学生チューターへの謝礼

(ウ) 留学生支援事業に関する事務を代行する学生チューターへの謝礼

#### (5) 学外研修支援事業

(ア) 歴史・文化資源等を学ぶことを目的とした本学主催の学外研修に係る入場料、施設使用料等

#### (6) その他、学長が特に必要と認めた経費

### 3. 支出基準

助成金の支出基準は浜田キャンパス国際交流委員長が別に定める。なお、振込手数料は受給者の負担とする。

### 4. 基金造成方法

基金の額は、当初 1,680,972 円とし、その後は、大学後援会及び大学教職員その他この基金の趣旨に賛同する者からの拠出金をもって基金とする。

### 5. 経理

基金の経理事務は大学事務局において行う。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年1月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年12月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月15日から施行する。